

第2回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年8月27日(火) 午後3時00分～午後4時27分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1 番 相良栄一郎	2 番 馬場正国	3 番 中川繁憲	4 番 楠田耕三
5 番 寺田俊秀	6 番 宮崎陽一	7 番 神崎好史	8 番 植木健太郎
9 番 石橋浩昭	10 番 山崎伸吾	11 番 寺田健蔵	12 番 山下勝也
13 番 濱本康弘	15 番 内田一郎	16 番 伊崎美代子	

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

20 番 入江泰子	22 番 末吉秀明	24 番 山口俊一	26 番 吉岡長久
27 番 林田浩也	29 番 岡田裕弥	30 番 原田久也	31 番 本多晋介
32 番 三宅東英	33 番 飛永敏博	34 番 本多 力	36 番 田中八郎
37 番 田中昭博	38 番 荒木健一	39 番 山本敏晴	41 番 本田勝彦
42 番 柴内成世	43 番 金井圭司	44 番 石橋正浩	45 番 兼俵朝樹
46 番 本多信之介	47 番 木下勝徳		

4 欠席委員
(農業委員)

14 番 浅田修弘 17 番 水田 勇 18 番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

19 番 増田孝徳	21 番 中野裕二	23 番 松尾和昭	25 番 田中芳邦
28 番 本多正敬	35 番 中山秀樹	40 番 宮崎 努	

5 議事録署名委員 3 番 中川繁憲 4 番 楠田耕三

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第2号	南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号	農用地利用集積計画の決定について
議案第7号	南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について
 - ・農地転用許可不要案件届出について
 - ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） ただいまから第2回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、14番浅田委員、17番水田委員、18番金子委員、19番増田委員、21番中野委員、23番松尾委員、25番田中委員、28番本多委員、35番中山委員、40番宮崎委員のほうから欠席の届けがあつています。農業委員が3名、推進委員7名からの欠席の届けがあつております。また、45番の兼俵委員につきましては、遅れて参加されるという連絡が来ております。出席農業委員数は16名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第2回の南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中に参加していただき、ありがとうございます。

さて、10年に1度レベルの暑さになると言われた今年の夏、南島原市内は厳し過ぎる異常な暑さに見舞われておりますが、皆様、体調はよろしいでしょうか。市内でも熱中症で倒れる方も発生しており、8月24日には37.8度と今年一番の暑さになりました。また、台風10号も迫ってきており、農作物や施設への対策も万全を講じていただきたいと思います。どうぞ暑さには皆様ご自愛いただきまして、健康を保たれていただきたいと思います。

今回の総会より実質的な農業委員会の審議が始まります。農業委員会の新規プロジェクトの実現、南島原市の農業振興のため、皆さんの積極的なご意見やご提案などをよろしくお願いいたします。

また、8月8日の会議の折に説明しておりました農地パトロールにつきましても、体調管理に気をつけながら取り組んでいただき、期限までに事務局への提出をよろしくお願いいたします。

事務局長から先ほど農業委員19名中、出席委員は16名とのご報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に3番中川委員、4番楠田委員を指名します。

ただいまから議案の審議に入ります。よろしくお願いいたします。

議案第2号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案に入ります前に、ちょっと1点修正がございますので、修正のほうをお願いしたいと思います。

任期のほうなんです、任期の満了日が「7月30日」になっていますが、「7月31日」が正解ですので、すみません、修正のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号について説明いたします。

欠員となっておりました加津佐地区の農地利用最適化推進委員について、農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定により、令和6年8月1日から8月15日まで募集を行いました結

果、1名の応募がありました。このことから、議案に記載しております1名を農地利用最適化推進委員として委嘱することについてお諮りするものです。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

（「なし」との声）

議長 質問等ないようですので、原案のとおり委嘱することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声）

議長 ご異議がありませんので、議案第2号 南島原市農地利用最適化推進委員の委嘱については、審議の結果、原案のとおり決定いたします。

一旦休憩いたします。

（休 憩）

それでは、議事を再開します。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇さん、深江町〇〇番、地目が畑、地積が781平米となっております。転用の目的は、牧草の積み下ろし場及び転回広場用地となっております。申請地に大型トラック10トンへの牧草の積みおろし場及び転回広場として利用したいということでございます。

本案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、既に完了しております。牧草の積み下ろし場及び転回広場用地781平米となっております。最高1m切土し整地いたします。隣接地は既存のコンクリート擁壁やコンクリートブロックを利用し、さらに、申請地をコンクリート舗装することによって、土砂の流出を防ぎます。牧草の積み下ろし場は鉄骨造の平家建て、こちらにつきましては壁がありませんけれども、面積は120平米となっております。高さが最大4.5mですが、隣接地への日照及び通風に影響はありません。雨水につきましては、敷地をスロープ側へ傾斜させ、既存の溜枳を經由し、道路側溝へ放流予定となっております。なお、市建設部管理課とは協議済みとなっております。汚水、雑排水につきましては、発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。8月23日午前10時45分頃、〇〇委員、〇〇推進委員と事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は広域農道布津の〇〇さんから島原方面へ1.5キロほど行ったところで県道の〇〇線を山側へ1キロほど上ったところに〇〇小学校という小学校があります。そこからまた西へ100mぐらい行って、またそこから下へ100mぐらい下ったところに申請者の家がありまして、その横に位置するところにあります。

先ほど事務局からも説明がありましたが、コンクリート舗装をされるということで、切土されるんで、あと周りが擁壁になっていますので、そこからうちのほうに流れるということもないし、また、画面の左上というか真ん中ぐらいに溜枳がありまして、傾斜をつけてそこへ流れるようにして、それから道路側溝へと放出する計画であります。ですので、雨水とかは、問題はないと思われれます。

あと、日照関係ですけれども、周りに農地とかはなく、ほとんど横は自宅の納屋とか宿舎になっていますので、その点は問題ないと見てまいりました。

許可相当と見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 細かいところまでご報告ありがとうございます。

現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ほとんどもう〇〇委員のおっしゃるとおりで間違いのないと思います。

付け足して言わせてもらえば、この審議に関係ないこととなりますけれども、申請人との話の中で、これはちょっとみんなに話題を振った話でありますけれども、平面図でいえば申請地の西側、左側、そちらからトラックが回り込んでくるということでありましたけれども、過去何回か、児童生徒の通学時間に大型トラックと離合するといいますか、車両同士の離合もそうですけれども、あったということで、今回のこの申請が許可されれば、敷地内でUターンできるし荷物の積み下ろしもできるということで、そういう一般的な危険性といいますか、交通的な安全面も確保されるんじゃないかなと。申請、許可相当ということで、見てまいりました。よろしく願いします。

議長 ほかの委員さんから何かございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

それでは、**議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

事務局（〇〇） それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇さんから深江町の株式会社〇〇さんへ、深江町〇〇番〇、地目畑、地積が516平米となっております。転用の目的は、賃貸住宅用地です。申請地を譲り受けて、賃貸住宅2棟を建築したいということでございます。権利の内容につきましては、許可あり次第売買ということになっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。賃貸住宅用地516平米です。駐車場を6台分確保いたします。賃貸住宅2棟、どちらも木造2階建てになっております。建築面積が1棟48.85平米となっております。最大0.4mの切土で、敷地内につきましてはコンクリート舗装をして、境界につきましては水止めのコンクリートと、南側の市道側につきましては、転落防止を兼ねてフェンスも設置されます。土砂の流出を防ぐということでございます。現在、道路から申請地へは直接接しておりませんが、北東側の隣接の宅地及び雑種地を進入路として使用することも所有者の方から承諾を得ております。雨水につきましては、建物部分は敷地の北側に少し傾斜させて、新設する溜桝と既存の水路及び塩ビ管を經營して道路側溝へ放流予定となっております。駐車場部分につきましては敷地を南東側に少し傾斜させて、既存の水路へ放流予定となっています。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、北東側の既存の水路を経由して道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。8月23日午前10時20分頃、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は、〇〇庁舎から国道251号線を島原へ1キロほど行

ったところにJA〇〇があります。そこを過ぎて、株式会社〇〇、その、〇〇ですか、というところがありまして、そこを海側へ100m下った右側に20mぐらい入った位置にあります。

あと、事務局が言われましたけれども、雨水については、左側のほうをちょっと盛土して右側のほうへ勾配をつけて真ん中辺りの、先ほど言われましたけれども、既存の排水パイプを引いてあるためです。そこから下側に放流して道路側溝へと流す感じとなっております。あと駐車場のほうは、先ほど言われましたけれども、この駐車場の排水を右側、ちょっと見えませんが、奥のほうに既存の側溝がありますので、そちらのほうへ流すということです。あと右側の宅地とかへの流れ込みがないようにコンクリートで水止めをされるそうなので、ほかへは流れないと思います。

あと、隣に畑があるんですが、向こう側、左側ですね。そこに畑があるんですが、一応兼業の方みたいで、常に耕作されているわけではないんですけれども、たまに、落花生がありましたけれども、ちょっと耕作はたまにされるという程度なんですけれども、一応畑ということなので、その予定地から2m一応離して、間隔を開けて建てるというような感じになっていまして、完全に日が当たるといえるか、少しは陰になると思いますけれども、そこまで陰にはならないし、その所有者の方も2m開けるといって許可をいただいているみたいなので、大丈夫なのかなと見てまいりました。

あとは特にないので、許可相当というふうに見てまいりましたので、協議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からのご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ほとんどもう〇〇委員のおっしゃるとおりでございます。水路も中ほどから両方の水路に放流ということで、日照に関しては、隣人に関しても、もう話はお互い話し合っているということでしたので、問題ないと思っております。以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がございませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、5ページをお願いいたします。

番号2、島原市の〇〇さんから布津町の〇〇さんへ、布津町〇〇番〇〇、地目畑、地積が226平米となっております。転用の目的は、露天駐車場用地です。申請地を譲り受けて、経営する〇〇の従業員専用の駐車場として利用したいということでございます。権利につきましては、許可あり次第売買ということでございます。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。露天駐車場用地226平米です。申請者が経営する〇〇の従業員用として8台分を確保いたします。最大0.3mの盛土、最大0.15mの切土をして碎石舗装し、コンクリートで土留めをしまして、北側の市道側につきましては、転落防止も兼ねてフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、敷地を南側の進入路へ少し傾斜させて、新設するU字溝と集水桝を経由して、道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、発生いたしません。資金につ

きましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日午前9時55分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名の計6名で見てまいりました。今日は推進委員お二人がやむなく欠席ということで、〇〇委員と私で報告しております。

場所は国道251号線沿いなんですけれども、もうちょっと下に行ったところにJAの〇〇があります。それから島原方面に向かって、〇〇医院とかありますけれども、その直線を抜けて、やや左カーブになる、そこに〇〇という〇〇がありますけれども、申請地はその道路反対側の右側の〇〇自治会というところなんですけれども、その自治会の入り口、〇〇の反対側というところ、そこら辺に当たります。面積が200ぐらいですか、ほとんど狭小地なんですけれども、雨水も狭小地ということで心配はないと思っております。

ちなみに、これは今日写真を撮ったんですけれども、手前からもう宅地ですけれども、手前とその奥、左側の住宅が見えておりますけれども、上側と下側、両方申請人の所有地となっておりということで、下側も、もし雨水があったとしても、住宅のブロックを利用して傾斜をつけて道路側溝へ、グレーチングを経て、そこに集水桝というのを予定していますけれども、その集水桝から道路側溝へということで、雨水の量も大したことないんじゃないかなと思っております。

敷地内の仕上げは碎石仕上げということを聞きましたけれども、自然流下は記載しなくていいところだったので、コンクリート舗装というのは無理じゃないかなと思っていたんですけれども、一応予定としては碎石舗装ということになっております。

それで、敷地内は、敷地内といいますか、仮に許可後、許可後の運用です。駐車場として運用する場合においても、自治会さんとかに迷惑かけないように、碎石等の流出等がないようにというお願いをしてまいりました。以上です。ご審議のほうをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からご意見ございますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員にはお世話になります。先ほど〇〇委員が言われたとおりで問題ないんですが、これもちょっと安全面のことに關してですが、市道がすぐ横に通っておりまして出入りするときに危ないので、道路から1.5mぐらいちょっと引っ込めて造ろうかなという話を申請人の方が言われていました。特にストップというか、歯止めとか、特には言われなかったんで、ちょっとその分控えて駐車場にするとされていたので、その面も少し安心感があると見てまいりました。特に問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いします。

番号3、有家町の〇〇さん、布津町の〇〇さん、布津町の〇〇さんから有家町の株式会社〇〇さんへ、土地が布津町〇〇番〇ほか2筆、合計2,110平米となっております。転用の目的は、〇〇工場用地です。申請地を譲り受けて、〇〇工場を建築したいということでございます。許可あり次第、売買で取得になります。

本案件の農地区分につきましては、農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続につきましては、既に完了しております。〇〇工場、軽量鉄骨造平家建ての面積は192.71平米の3棟、合計が578.13平米となっております。最高2.7m切土し、整地いたします。東側の既存の工場側につきましては、コンクリート擁壁を新設し、ほかは土羽により防草シートをして、土砂の流出を防ぎます。〇〇工場につきましては、1号棟から3号棟まで同型の建物を3棟建設いたします。建物の高さは最高部分が約4.66mですが、隣接境界には十分距離がありますので、日照、通風には影響ないと思われます。南側には、資材・機材置場、面積は160平米を確保いたします。フォークリフトや廃棄する培土、容器、コンテナの一時置場として利用いたします。駐車場を、業務用2トントラック2台、業務用車2台、そして従業員用6台の計10台を確保いたします。雨水につきましては、北側の既存の水路と南側の新設する側溝に向けて敷地を傾斜させ、さらにそれぞれ沈砂池を設けて水路を経由し、最終的には広域農道の道路側溝へ放流予定となっております。なお、こちらにつきましては、市の農村整備課と協議済みとなっております。雑排水につきましては、沈砂池と水路を経由して道路側溝へ放流予定となっております。汚水につきましては、発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日午前9時30分頃より、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名の計6名で見てまいりました。場所は広域農道布津町内にありまして、先般申請のあった、〇〇の所でどうのこうのというのがありましたけれども、それからまたさらに島原方面に行って、直線的になると思いますけれども、このカーブの先がちょうどこういうところでございます。その直線の中ほどに今回の申請人の工場と、よくご存じの看板が道路沿いにあります。

今回の申請地はすぐ建屋の裏で、山手側であります。事前にこの資料の平面図、若干大きいものの、ほとんど同じですけれども、平面図を頂いておったんですけれども、数字が見えなくて、老眼鏡に虫眼鏡を併用しまして、見ておったんですけれども、今もちょっと、ちょっとじゃなくて数字が全然見えないという状況なので、そこら辺は事務局ともよくよく研究しまして、補足的に言いますと、今回の申請が山側、平面図の上です。直線的になっている部分から下が申請地ということで、残りの一番上の曲線、そこまでが土地の境界ということであります。

その申請地の山手側の切土、結構高いので、切土が2.7m、建屋の一番高いところで4.7m弱でありますので、現況より約2m上がるのかなというところではありますが、その申請地、直線の部分からその下の南側、建屋が3m、それから、上の境界から申請地、直線部分まで6mから7mある。結局上の境界から建屋までで計9m以上というところで、先ほど事務局からもあったように、日照等は問題ないと思っております。

周辺の所有者とも話し合いは結構されているようで、問題ないかなと。さらに上側の土地、まだ現存しているんですけれども、先ほど言いましたように6mから7m、そこに切土の土羽、これもシートで保全ということで、土地に関しての保全関係も問題ないかなと思っております。

雨水については、先ほど事務局からもあったように、図の左下、南側ですね、それと右側の中ほどになりますか、新設がありますけれども、その桝の大きさはちょっと数字的に覚えていませんけれども、かなり大きな桝を埋め、土砂と雨水、このクッションを一時的にクッションして、それから水路へ放流ということです。上からも右側と左側、両方に水路があるわけですから、いずれも今現存している工場の敷地内を通過して道路側溝ということですので、問題はないかなと。敷地内であふれても、その敷地内でまた申請人が対応すればいいことであって、問題な

いかなと思っております。

さらに、許可された場合、後々の工事期間、これについても周辺地へのほこり、これがないように十分配慮して話合いとかをしてくださいというお願いはしてまいりました。

以上のようなことでありまして、本申請について、許可相当というふうに見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からご意見等ございますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が詳しく説明されましたので、特に問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんたちからご意見などございませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この案件は新築ですか、増築ですか。既存の工場の面積をお聞かせください。

議長 事務局。

事務局（〇〇） こちらが、既存の〇〇の〇〇工場というのがありまして、そちらの裏になります。こちらのほうに、今回は〇〇を最大50としておりますけれども、こちらは〇〇を作る工場ということで、新設という形になります。

実際は有家の〇〇のほうにある工場をこちらのほうに集約させるという方向で動いているということがあります。すみませんけれども、施設の布津の工場の面積については、ちょっと今手元に置いておりません。

議長 3棟で578.13平米というのは聞いていますけれども。

〇〇番〇〇委員 既存の面積は。

事務局（〇〇） ここは農振農用地になりますので、に農業用の施設を造るということで、転用の例外規定の中では農業用施設用地という形でされますので、既存の面積は特段関係ないということになります。特段既設の面積がいるというのは、第1種農地のときの例外規定という形になりますので。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さんたちからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、この案件は農業振興地域内の用で1,000平米以上の転用許可申請であり、県下農業委員会の申合せにより長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。次に、番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、7ページと8ページになります。

番号4、北有馬町の〇〇さん、北有馬町の〇〇さん、加津佐町の〇〇さんから南有馬町の株式会社〇〇さんへ、北有馬町〇〇番ほか7筆になります。こちらの転用面積は合計で1.57平米となっております。転用の目的につきましては、営農型の太陽光発電施設になります。営農型発電施設49.5キロワットを4基設置したいということでございます。権利の内容につきましては、許可日から賃借権の期間は10年間となっております。なお、備考欄にもありますとおり、こちらにつきましては10年間の一時転用ということになります。

本案件の農地区分につきましては、農振農用地となっております。こちらは令和3年9月に営農型発電設備用地への一時転用の許可があった案件となっております。今回、令和6年10月2

4日までの3年間の許可期間が終了するため、再許可のための申請となります。営農型発電設備につきましては、令和5年6月に設置工事が完了し、既に設置済みとなっております。栽培品目であります太陽光発電施設の下部の品目につきましてはサカキとなっております。令和5年11月に定植し、現在、育成中のため出荷はありませんが、肥培管理等をなされております。

営農型太陽光発電施設の転用については、1.57平米となっております。この面積につきましては、発電施設の柱が建つ部分のみの面積の合計でございます。太陽光発電施設はパネル546枚、パワーコンディショナー36台となっております。遮光率につきましては、76.9%となっております。これまでと同様、雨水につきましては自然流下となっております。汚水・雑排水については、発生いたしません。資金につきましては、既に完成をしておりますので、新たな出費は発生いたしません。もし撤去しなければならない場合の費用ということで、自己資金により対応される予定となっております。なお、農用地の一時転用でありますので、8月23日付で農林課より異議がない旨の回答を得ております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。8月23日午後3時30分頃から、〇〇委員、〇〇会長、私、〇〇推進委員と事務局4名、計8名で見てまいりました。場所は、県道小浜北有馬線がずっと北へ、市役所から上って行って、ちょうど〇〇広場の下、〇〇の終点のところ。そこを今度左に、〇〇小学校のほうに行く道路に行きまして1キロほど行って、途中から上のほうに300mぐらいい、もっと、山の上のほうにあります。その横のほうにも既にブルーベリーを作った営農型がずっとありまして、その先に引き続きそこを、3年前に竹やぶやったところを切り開いて営農型にされたということで、今度認定農業者になったということで、10年間の申請をしたいということで、新たにありました。3年前に行ったときには、まだ計画の段階で竹やぶだったんですけれども、今回はきちんと、昨年サカキを植えて、これだけの面積の中に360本植えてあるということです。サカキを植えて。しかし、今きれいに整備をされておりましたけれども、出荷はまだ早くて6年後だということで、まだ先になるという話でありました。

雨水につきましても、ブルーベリーのほうは全部防草シートを敷いて、水の自然流下というのはちょっと道路のほうに出てくるんじゃないかということを心配しておりましたけれども、このサカキのほうは全てそのままの土地を利用した自然流下にするということでありますけれども、真ん中に道路がありますけれども、そこからやっぱりブルーベリーのほうからの水と全体の水も道路の左から右のほうにずっと流れてきて、全体のもやっぱり流れてきている。そして、下のほうの市道のほうの側溝にも流れるということで、下に小さな堤があるんですけれども、そこと市の側溝に流れるということです。今、もうそれで地域の方々も、この太陽光をこうやってどんどん広げていくと大雨のときに非常に心配をされるということで私たちにも相談があったんですけれども、そういう今の状況では、これだけの対応をしても、自然流下のほうで何ら問題はなかったようです。これから先、ゲリラ豪雨があった場合にどういうふうになるかというのは私も断言はできませんけれども、現状のままでそのまま自然流下で大丈夫じゃないかと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員から詳しく説明がありました。私もそのとおりだと思います。問題ないと判断いたします。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、この番号4については営農型発電施設用地への一時転用許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。営農型太陽光発電施設の一時転用許可申請については、長崎県下の農業委員会の申合せにより、長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として、長崎県農業会議に諮問することとし、その後、長崎県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、9ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

（議案第5号 番号1を朗読）

こちらにつきましては農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われます。以上でございます。

議 長 1番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これは許可相当でいいんじゃないかと思えますけれども。

議 長 ありがとうございます。

皆さん、何かご意見等ありますか。

（「なし」との声）

議 長 意見等ないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、2番のほうを説明いたします。

（議案第5号 番号2を朗読）

こちらにつきましても農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号及び第4号、第7号の基準につきまして許可基準を満たしているものと思われます。以上でございます。

議 長 2番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

（「問題ありません」との声）

議 長 意見ないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、3番から7番までは関連する案件ですので、一括審議といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、3番から説明いたします。

（議案第5号 番号3～7を朗読）

こちらにつきましては、まず、3番と4番につきましては、先ほどの転用のほうでもありましたけれども、営農型太陽光発電施設の下の農地につきまして、農地所有適格法人であります〇〇さんが借りるということになります。そちらの期間が10年間ということになっております。

5番、6番、7番につきましては、区分地上権というふうに書いております。こちらにつきましては、先ほどの柱の部分を転用しましたけれども、実際その農地全体の上空の話になります。上空に太陽光を設置するという形になりますので、その部分を区分地上権という形で借りますよという形になります。こちらにつきましては、転用許可と同等の期間になりますので許可日というふうになりますが、こちらについては、先ほどの営農型太陽光の転用許可、5条許可と同日に発行するような形になります。それから、期間も同じ期間になります。ですので、許可日より10年という形になります。

番号3から4につきましては、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号、第4号、第7号の全ての許可基準を満たしているものと思われます。また、番号5番、6番、7番につきましては、農地法第3条許可基準の農地法第3条第2項のただし書にある例外許可規定の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、または移転されると認められる場合に該当するものと思われます。以上でございます。

議 長 3番から7番の案件は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 皆さんから、ほか何かご意見ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 意見がないようですので、3番、4番の案件は賃貸借権であるので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

5番、6番、7番の案件は区分地上権となります。この区分地上権設定については、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、許可することとし、議案第4号番号4の5条の一時転用許可日と同日付で許可することといたします。

次に、8番について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、8番を説明いたします。

(議案第5号 番号8を朗読)

こちら農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号、第4号、第7号の全ての許可基準を満たしているものと思われます。以上でございます。

議 長 8番の案件は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「特になし」との声)

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

10 ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画になりますけれども、賃貸借権と使用貸借権は、今月はありませんでした。所有権移転が売買 3 件、4, 317 平米、贈与が 3 件、3, 436 平米の計 6 件、7, 753 平米となっております。あと中間管理事業（一括方式分）になりますが、新規が賃貸借 10 件、3 万 6, 883. 35 平米、使用貸借権が 1 件、2, 288 平米の計 11 件、3 万 9, 171. 35 平米となっております。また、再設定は使用貸借権のみの 4 件、1 万 2, 535 平米となっております。中間管理事業の合計につきましては、15 件、5 万 1, 706. 35 平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

それでは、10 ページをお願いいたします。

（議案第 6 号 所有権 番号 1～6 を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の各号の要件を満たしているものと思われまふ。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところでありますが、10 ページ番号 6、11 ページ番号 8、12 ページ番号 16 は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 次に、番号 6 について審議いたします。農業委員会に関する法律第 31 条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号 6 について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 次に、番号 8 について審議いたします。本委員会の申合せにより、推進についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

議長 番号 8 について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

議 長 次に、番号１６について審議いたします。農業委員会に関する法律第３１条の規定により、除外の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議 長 番号１６について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議 長 ほか、何かご意見ありませんでしょうか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がございませんので、議案第６号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議がないようですので、議案第６号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

議案第７号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見についてを議題といたします。

番号１を事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、１４ページをお願いいたします。

議案第７号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について説明いたします。

番号１、布津町の〇〇さん、布津町〇〇番ほか１筆、いずれも畑になります。合計７９１平米となっております。除外ということで、隣接地と一体的に〇〇工場用地として利用したいということでございます。

この案件につきましては、先月になりますが、南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見についてということで、番号２で取り扱った案件となります。こちらにつきましては、審議保留となっております案件です。

布津町〇〇の〇〇工場に隣接する場所に位置し、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第１種農地と思われますが、その特例として、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限られるということで、既存施設の拡張に該当すると思われます。

以上、１番の案件につきましては、立地基準上は転用可能と思われます。以上でございます。

議 長 番号１について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

議案第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請につ

いてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による要請について。

番号 1、深江町、〇〇さんが申出人になっております。深江町〇〇番〇、地目が畑、面積が 1,744 平米になります。こちらを利用目的としましては畑として使うということですが、期間 9 年 7 か月を賃借権でということで要請がっております。

以上の案件につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定の要件である農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があることと認められると思われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問などありませんか。

〇〇番〇〇委員 もう少し詳しく説明をお願いします。何かはつきり分からんです。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 詳細についてご説明いたします。

この案件につきましては、農地中間管理事業を使って、所有者から中間管理事業公社が借り受けて、公社のほうに渡していた案件なんですけれども、耕作者がもう作付ができないということで、一旦公社のほうに耕作権が戻ります。中間付与されていた農地を新たな方が借りるということで決定いたしましたので、その分について、今までは配分計画ということで貸したりをされていたんですが、令和 5 年の 4 月の強化法の改正によって、配分計画というのがなくなりまして、促進計画というのができております。その促進計画については、地域計画が策定された地域については促進計画で貸借を結ぶということになってはいますが、まだうちの南島原市内においては地域計画の策定がなされておきませんので、地域計画の配分計画の部分だけを設定しようとすると、農業委員会から公社に対して、この農地の貸付けをしてくださいということで要請をかけて、その要請に基づいて、公社から新たな耕作者への権利設定がなされるという手続になります。その分の要請を農業委員会ですら今回お諮りする形になるものでございます。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

ほか、何かご意見、ご質問等ありますか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

16 ページは、**農地法第 18 条第 6 項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

17 ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

18 ページ、**農地転用許可不要案件**について、農地法施行規則第 29 条の規定による届けがしております。

番号 1 を事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、18 ページをお願いいたします。

農地転用許可不要案件届出について説明いたします。

番号1、加津佐町の〇〇さん、加津佐町〇〇番〇、地目が畑で、現況は雑種地となっております。地積が165平米となっております。転用の目的は農機具保管所となっております。農機具の保管場所として利用しております。

こちらにつきましては、備考にもありますけれども、既に転地をされておりますので、始末書の添付がっております。平成16年10月頃から、トラックコンテナ2基とその間に軽量鉄骨6本で屋根を支えている農機具保管所を設置しております。現在も同様の農機具保管所として利用されております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の金曜日2時15分頃より、北有馬、〇〇委員と加津佐の〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、加津佐小浜線の広域農道を小浜方面に行くと左手に〇〇がありまして、真っすぐ行って、〇〇さんのちょっと手前を左に200mぐらい下りたところにあります。ご覧とおり、もう倉庫が平成16年より建てられているということで、この写真の前の道があって、その前に大きい会社があって、作業をなされるには必要な倉庫だなと思って、見てまいりました。

雨水も、北側のほうにも溝がありまして、あと内側のほうはもう道に流れるということで、特に問題はないと思い、見てまいりました。皆さん、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今の場所は、もうすぐ後ろのほうは区画整理ということになっているわけですよ。写真ではちょっと分からんですけれども、そこはもう勾配がひどくて急傾斜に、ずっと山の下まで谷のようになっているところです。だからもう周りは木が生えたり並んでいるようにしている場所です。その道路があるのが、ちょうど〇〇自治会の方ですけども、畑に行く主要道路になっているわけで、その通り道ということで、そこに建てておられるところです。何も問題はないかと思しますので、皆さん方の審議をお願いいたします。

議長 ほかの委員さんからご意見ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理します。

次に、19ページ、**非農地証明書交付願**が出ております。

1番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、19ページをお願いいたします。

非農地証明書交付願について説明いたします。

番号1、東京都の〇〇さん、南有馬町〇〇番第〇、地目が畑で、現況が雑種地となっております。面積は223平米です。転用の目的は、駐車場用地です。昭和25年には既に豚舎があり、その後、駐車場として利用されております。

こちらにつきましては、昭和25年には既に豚舎があり、その後、豚舎を解体し駐車場として利用されております。

長崎県農林部が選定し、令和5年11月1日に改正された農地転用関係事務指針の非農地証明書交付基準の②-1、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、昭和27年10月20日(農地法施行日前日)以前から引き続き非農地であった土地であるため、証明基準を満たしていると思われます。

なお、農地法施行日前日以前から豚舎があったと分かる資料としまして、昭和7年生まれ、現

在 9 2 歳の方と昭和 1 1 年生まれ、8 8 歳の方の 2 名から、昭和 2 7 年 4 月 1 日時点で、豚舎が建っていた旨の証明書の添付をいただいております。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも 2 3 日の午後 2 時 5 0 分頃より、〇〇委員と〇〇推進委員、事務局 3 名で見てまいりました。場所は、南有馬の〇〇を過ぎて〇〇があるんですけども、それから 1 5 0 m ぐらいかな、南有馬の〇〇と言われている場所を、小学校から行くと左に曲がって 1 0 0 m ぐらいかな、ちょっと行ってだと思えます。私もちょっと校区内でこの近くはよく通っていたんですけども、子供の頃から駐車場だったなとずっと記憶があるんですけども、昭和 2 7 年以前も豚舎だったと 9 2 歳と 8 8 歳の方が言われていたということで、あまり、駐車場だったということしか知らないんじゃないかなと思った案件で見てまいりました。特に何の問題もないと思われまふ。皆さんの審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり、問題ないと思ひます。

議 長 ほかにご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よって……

〇〇番〇〇委員 ちょっとよろしいですか。

議 長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。非農地証明書の必要ないという説明がありました。この案件についての説明は 2 5 年からということで、2 7 年より前ということでありますので、これは非農地証明の交付願を受け付ける必要はあるんですか。

議 長 事務局。

事務局 (〇〇) こちらにつきましては、非農地の証明書なんですけれども、実際、地目変更等をされるということでありまして、ただ、ご存じのとおり、農地のほうの許可なしではなかなか法務局の受付もですけれども、地目変更は簡単にはできないということで、その場合、非農地証明書を交付することによって、その証明書をもって地目変更の手続きができるということで、この場合ですけれども、当初、この会議の前に、総会の前にも説明しましたがけれども、県のほうで指針を出しております非農地証明書の交付基準、こちらの②-1 になりますけれども、昭和 2 7 年 1 0 月 2 0 日以前から引き続き非農地であった土地については証明基準を満たしているということで、証明書を交付してもいいということになっておりますので、こちらの基準を使って証明書を交付するということしております。以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。証明書を交付していいというのに、何でここで審議をせないかんですか。これはまた畑として農地登載されたんですか。そのままでしょう。

議 長 事務局。

事務局 (〇〇) 今この該当の土地につきましては、農地として、実は農地台帳、これはうちのほうで管理しているんですけども、そちらに登載があつて農地になります。ですので、当然農地法の関係の縛りがあるということになります。ですので、今回農地から外れていますよということとを証明するということで、今回の総会のほうにかけさせていただいたということになります。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ということは、わざわざここで27年の云々と言う前に、そういうことは必要ないわけですね。農地登載されていたということですね。農地に登載されているでしょうということで、だからそこで非農地証明がしているということですね。分かりました。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

（「なし」との声）

議 長 それでは、異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。以上をもちまして、議事を終了いたします。